第３　経営力向上の内容に関する事項 １　（略） ２　経営力向上の取組内容に関する事項 一　（略） 二　経営力向上に関する取組内容 経営力向上計画の作成に当たって、現に有する経営資源又は他の事業者から取得した又は提供された経営資源に関し、中堅事業者はイ①からへまでの事項から３つ以上、中規模事業者はイ①からへまでの事項から２つ以上、小規模事業者はイ①からへまでの事項から１つ以上の事項を選んで実施しなければならない。なお、※は小規模事業者に特に推奨される取組を示す。 イ～ホ　（略） ヘ　経営資源の組合せ 現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の有効な組合せによる一体的な活用	第３　経営力向上の内容に関する事項 １　（略） ２　経営力向上の取組内容に関する事項 一　（略） 二　経営力向上に関する取組内容 経営力向上計画の作成に当たって、中堅事業者はイ①からホ⑪までの事項から３つ以上、中規模事業者はイ①からホ⑪までの事項から２つ以上、小規模事業者はイ①からホ⑪までの事項から１つ以上の事項を選んで実施しなければならない。なお、※は小規模事業者に特に推奨される取組を示す。 イ～ホ　（略） （新設）
第４　海外において経営力向上のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項 １　（略） ２　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。なお、組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。 ３　地域経済の健全な発展 国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等を促進するものとする。 ４～８　（略）	第４　海外において経営力向上のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項 １　（略） ２　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。 （新設） ３～７　（略）
第５　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項 旅館業の分野について、法第34条第１項の認定の申請をした者が、事業分野別指針に適合すると認められるための要件は、１及び２に掲げるとおりとする。 １～３　（略） 第６　（略）	第５　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項 旅館業の分野について、法第26条第１項の認定の申請をした者が、事業分野別指針に適合すると認められるための要件は、１及び２に掲げるとおりとする。 １～３　（略） 第６　（略）

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日（平成三十年七月九日）から適用する。

○経済産業省告示第百三十八号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月六日　経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の一部を改正する告示

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項（平成二十六年経済産業省告示第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　手続実施者に確認を求める事項 省令第二十九条第二項に規定する認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項は、省令第二十一条から第二十八条までに規定する手続及び(1)から(4)までに掲げる準則に基づき事業再生計画案を策定していることとする。	二　手続実施者に確認を求める事項 省令第二十九条第二項に規定する認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項は、省令第二十一条から第二十八条までに規定する手続及び(1)から(5)までに掲げる準則に基づき事業再生計画案を策定していることとする。
三　確認書の交付 手続実施者は、省令第二十八条第一項各号に掲げる事項及び二　手続実施者に確認を求める事項に規定する事項を確認した場合は、様式第二により、確認書を債務者に交付し、当該確認書を添付して認証紛争解決事業者に対して報告するものとする。	三　確認書の交付 手続実施者は、省令第二十八条第一項各号に掲げる事項及び前条に規定する事項を確認した場合は、様式第二により、確認書を債務者に交付し、当該確認書を添付して認証紛争解決事業者に対して報告するものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。